

茂教体 第 4 号
令和 4 年 5 月 1 9 日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市教育長 内田 達也

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和 3 年 1 0 月 2 9 日 付け茂監第 1 0 4 号)

教育部	体育課
監 査 結 果	
<p>○体育協会への補助金については、本市のスポーツ振興を図るため、茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」)等に基づき交付されるものであるが、一部適正に処理されていない点が認められた。これは、人々の嗜好の多様ななどスポーツを取り巻く環境の変化に伴い、補助対象団体である体育協会の担う役割が変化し、現行の交付要綱が時代に即したものではなくなっていることが要因と考えられる。</p> <p>体育協会をはじめとする補助対象団体の活動の更なる活性化並びに市民スポーツの振興を図るためにも、時代の変化に的確かつ柔軟に対応した要綱の改正を早急に検討し、新たな交付要綱に基づく執行にあたられたい。</p> <p>○体育課が行う補助金交付事務においては、体育協会から提出された予算書、決算書等の一部記載もれや誤記等が認められたことから、書類審査等事務処理を徹底するとともに、今後も補助金が目的に沿って適正かつ効果的に活用されるよう適切な対応を図られたい。</p>	
措 置 内 容	
<p>○体育協会補助金については、令和 4 年 4 月 1 日に交付要綱を改正した。今後は新たな交付要綱に基づき、適正な補助金交付に努める。</p> <p>○体育課が行う補助金交付事務については、体育協会からの提出書類に記載漏れや誤記が無いよう、職員が行う書類審査を徹底し、更に適正な補助金の活用についても助言及び指導していく。</p>	